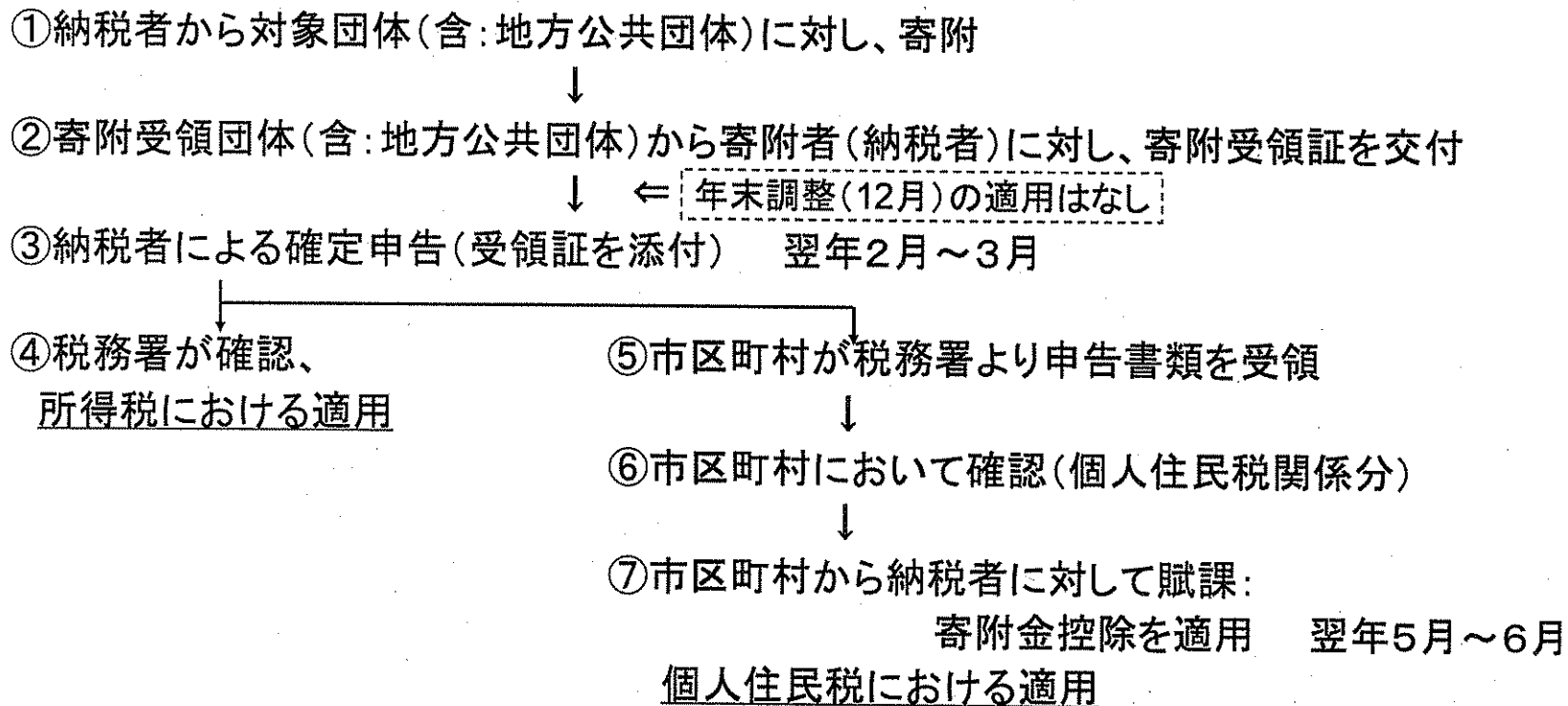


事務執行面の課題について

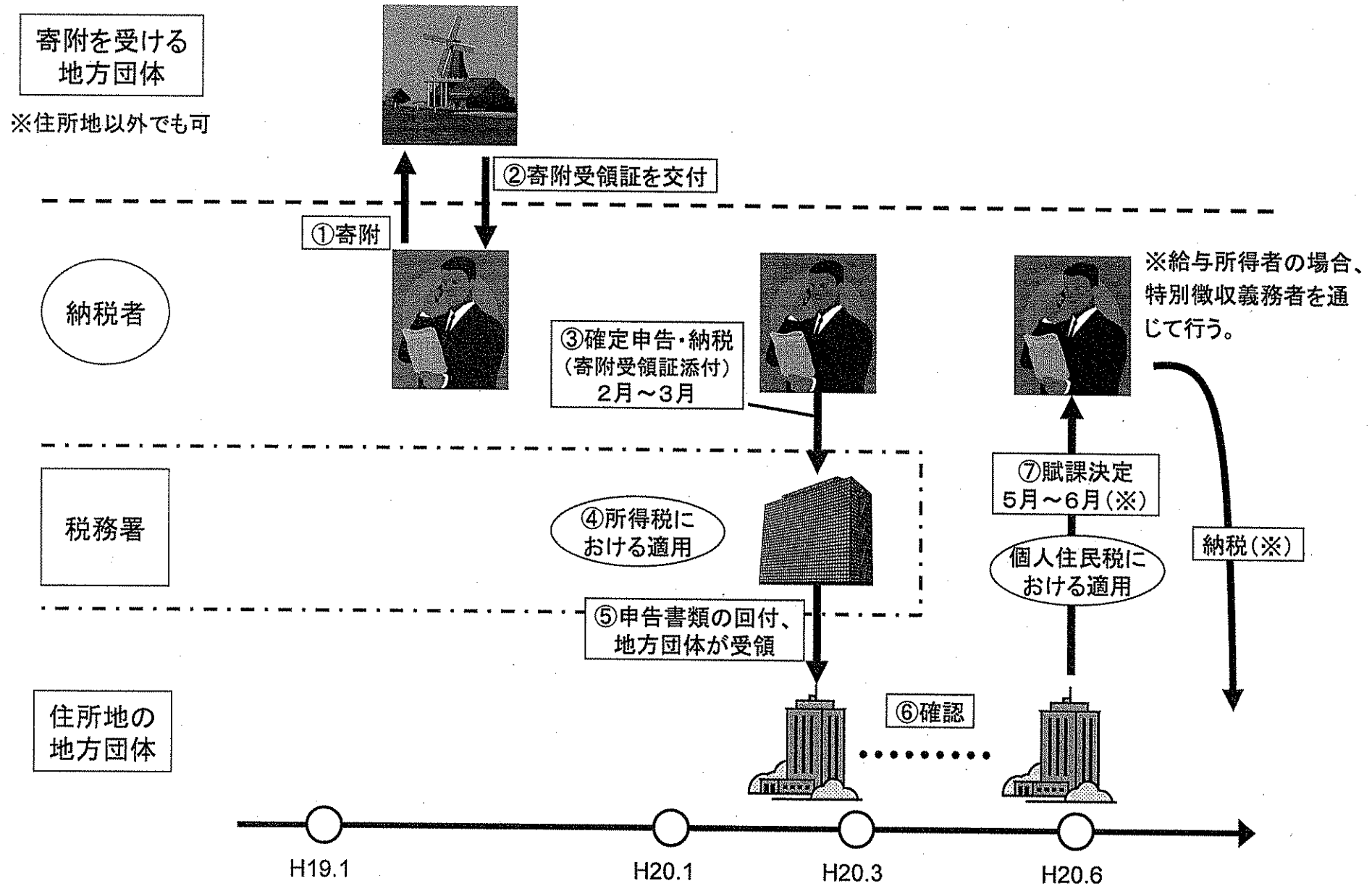
「ふるさと納税」を実現する仕組みとして、地方公共団体に対する寄附金を税額控除することを想定

[現行の寄附金控除に係る事務の流れ]



※ 現行の個人住民税の手続の中では、年末調整のみで手続が終了する給与所得者以外の者の場合、基本的に、所得税における確定申告の情報を受けて、市町村が賦課決定を行っている。

<参考> 現行の寄附金控除に係る事務の流れのイメージ



[論点]

1. 納税者(寄附者)にとって分かりやすく使いやすい仕組み
2. 地方公共団体の事務負担
3. 特別徴収義務者の事務負担

視点1 所得税の手続との関係

- ・現行は所得税の手続を前提に、市区町村の課税当局が関係資料を利用
- ・所得税には源泉徴収義務者(給与支払者など)による年末調整あり。

視点2 更に「分かりやすく、使いやすい」ものとするための工夫

- ・手続の簡素化
- ・その他寄附しやすい環境づくり

(留意点)

- ※ 所得税との手続的關係
- ※ 寄附を受ける地方団体と課税市区町村の事務負担